

議案第六四号

取員の特殊勤務手当に関する條例の一部を

改正する條例トスリテ

取員の特殊勤務手当に関する條例の一部を別紙のよう

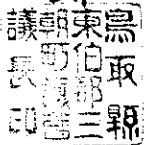
改正するものとす

昭和三十六年九月二十日提出

三朝町長 坂出 雅 乙

昭和三十六年九月二十日 原案可決

三朝町議會議長 加藤幸太郎



取員の特殊勤務手当に関する條例の一部を改正する條例
第二條に次の事項を加ふる

四、温泉會館に從事する取員の特殊勤務手当
(温泉會館に從事する取員の特殊勤務手当)

第六條の二、温泉會館に從事する取員には特殊勤務手当を支給する

二、前項の特殊勤務手当の額は当該取員の給料月額額の百分の二十に相当する金額の範囲内で町長が定める

附 則

この條例は公布の日から施行する